

点検整備業務委託一般仕様書

令和 8 年度

佐賀西部広域水道企業団

1. 目 的

本仕様書は、佐賀西部広域水道企業団の浄水場、調整池、配水池等に設置している設備の点検整備業務に適用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本業務委託は、本仕様書及び特記仕様書によるものとする。

3. 疑義の解釈

設計書及び本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、企業団監督員（以下「監督員」という。）と協議しかつその指示に従うこと。

4. 作業計画

受注者は作業着手前に監督員と十分な打ち合わせを行い、作業の内容、方法、日時等について作業計画書を提出し承認を得ることとする。やむを得ず作業計画を変更する場合は、監督員の了解を得ること。

5. 現場管理

受注者は、作業管理者を選任し、企業団に届け出なければならない。

作業管理者は、作業中、現場に常駐し監督員との連絡、打ち合わせ及び作業従事者の指導監督にあたること。

6. 損害賠償

受注者は、作業中に故意又は過失により当該機器に損傷を与えた場合、又は他の機器に損傷を及ぼした場合速やかに監督員に連絡し、その損害を補償しなければならない。

7. 作業場所及び点検機器

本業務委託の作業場所及び点検機器は、別紙特記仕様書のとおりとする。又、仕様書に記載されていない事項であっても、当然行わなければならない事項については行うものとし、点検で異常があった場合可能な限りの修理、調整は本委託費の範囲で行うものとする。

8. 法令・条例等の適用

受注者は、委託の履行に係わる法令、条例等を遵守すること。

9. 関係官公庁等への申請手続きと費用

- (1) 受注者は、委託の履行に必要な関係官公庁等に対する申請書類の作成、提出及び手続きの一切を代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。

なお、申請書類を提出するときは、事前に免許人及び監督員の承認を得てから行い、申請の結果については速やかに報告し、その原本または写しを提出すること。

- (2) 関係官公庁等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議すること。
- (3) 関係官公庁等の検査がある場合は受注者が立会し、これに要する費用は受注者の負担とする。

1 0. 衛生管理

本委託業務の作業場所は、上水道施設であるため、水質汚染につながる行為の無いように十分注意すること。

1 1. 現場の整理整頓

作業終了後は後片付け、清掃を行い常に清潔に保たなければならない。

1 2. 安全管理

- (1) 受注者は、委託の履行にあたり常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図ること。

万一人身事故等が発生した場合は、応急処置を行い速やかに監督員に報告すること。

- (2) 委託場所において、台風等の自然災害発生の恐れがある場合は、現場を保持し、公衆及び民家等に被害が及ばぬように対処すること。

1 3. 公害の防止

受注者は、委託の履行にあたり公衆に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めること。

1 4. 作業員

受注者は、善良な作業員を選定し秩序正しい作業を行わせ、熟練を要する作業には相当の技術経験を有する専門技術者を派遣し作業にあたるものとする。資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者を選任し作業にあたらせること。

1 5. 施設の保全

既設構造物を汚染またはこれに損害を与えたときは、速やかに監督員に報告し、受注者の責任で復旧すること。

1 6. 異常発生時の処置

委託期間中、委託対象物に異常が発生した場合は、早急に原因を究明し、対処方法について監督員と協議すること。

1 7. 行政財産の使用

委託の履行にあたり、やむをえず行政財産の使用を行う場合は、監督員と協議し企業団の承認を得ること。

1 8. 産業廃棄物の処理

委託において、産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行うこと。

1 9. 報告書の提出

- (1) 本委託は、報告書の提出を必要と（する。 ~~しない~~。）

- (2) 報告書の提出を必要とする場合は下記によるものとする。

① 報告書様式については、事前に監督員の承認を得ること。

② 提出部数 1 部

③ 提出時期 業務完了後速やかに提出すること。

20. 記録写真

- (1) 本委託は、記録写真を必要と（する。 ~~しない~~。）
- (2) 記録写真を必要とする場合は下記によるものとする。
 - ① 記録写真は、事前に撮影箇所を選定し、監督員の承認を得ること。
 - ② 提出部数 1 部
 - ③ 提出時期 業務完了後速やかに提出すること。
- (3) 記録写真を必要としない場合でも、委託期間中に監督員から写真撮影の要請があった場合は、その指示に従うこと。